

北海道大規模小売店舗立地法手続要領

平成15年 7月31日
地産第400号
一部改正
平成15年12月19日
平成17年 8月 1日
平成19年 7月31日
平成21年 4月 1日
平成22年 4月 1日
平成23年 6月 1日
平成30年 4月 1日

第1 趣旨

この要領は、北海道（札幌市域及び北斗市域を除く）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等に係る事項について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 市町村

届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村をいう。

(2) 総合振興局又は振興局

前号の市町村の所在する総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課をいう。

(3) 関係行政機関

届出の内容が実施されることにより影響が生じることが予想される交通渋滞、交通安全、騒音、廃棄物、まちづくり等に関連する関係法令等を所管する公安委員会、道路管理者、市町村等の行政機関をいう。

(4) 審議会

北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号）で設置された北海道大規模小売店舗立地審議会をいう。

第3 届出等

1 事前説明

- (1) 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出を予定する日の2か月前までに、総合振興局又は振興局及び関係行政機関に対し、「届出書案（届出書及び添付書類として提出を予定している書類）」により新設又は変更計画の内容を説明するよう努めること。
- (2) 総合振興局又は振興局に対する説明は、届出書案を2部提出して行うものとする。

2 届出書等の提出先及び提出部数

- (1) 届出書等（届出書及び添付書類）の提出先は総合振興局又は振興局とする。
- (2) 届出書等は、正本1部、副本として次の部数を提出するものとする。

ア	法第5条第1項の規定による届出	14部
イ	法第6条第1項の規定による届出	6部
ウ	法第6条第2項の規定による届出	14部
エ	法第6条第5項の規定による届出	2部
オ	法第8条第7項の規定による届出	13部
カ	法第9条第4項の規定による届出	13部
キ	法第11条第3項の規定による届出	2部
ク	法附則第5条第1項の規定による届出	14部

3 軽微な変更

- (1) 規則第8条に規定する軽微な変更を行おうとする者は、事前説明に努め、届出を予定する日の2週間前までに総合振興局又は振興局に別紙様式1により申出するものとする。
- (2) 総合振興局又は振興局は、前項の申出があったときは、市町村から申出の内容について別紙様式2により意見を聴いたうえで、申出者に対し、届出を予定する日までに軽微な変更と認める旨又は認めない旨の通知を別紙様式3-1又は3-2により行うものとする。
また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式4により通知するものとする。

第4 公告及び縦覧

- 1 公告（法第7条第2項に掲げる公告を除く）は、本庁経済部地域経済局中小企業課のホームページへの掲載により行う。
- 2 縦覧の場所は、総合振興局又は振興局及び本庁経済部地域経済局中小企業課とする。
また、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出については、市町村の協力が得られる場合は市町村においても縦覧する。

第5 説明会の開催等

- 1 法第7条第1項に規定する説明会を開催しようとする者（以下「説明会開催者」という。）は、開催日時、開催場所、周知方法等（以下「開催方法等」という。）について、総合振興局又は振興局及び市町村の意見を聴くよう努めるものとする。
- 2 説明会開催者は、開催方法等を決定した場合は、説明会開催の日の10日前までに総合振興局又は振興局及び市町村へ別紙様式5により報告するものとする。
- 3 総合振興局又は振興局は、法施行規則第11条第1項のただし書きの規定に基づき2回以上の回数を指定する場合は、届出後2週間以内に説明会開催者に別紙様式6により通知するものとする。
- 4 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 市町村内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、当該説明会開催案内を掲載すること。
 - (2) 市町村内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、当該説明会開催案内のちらしを折り込み広告すること。
 - (3) その他総合振興局又は振興局が適当と認める方法。
- 5 掲示による説明
 - (1) 説明会開催者は、規則第11条第2項の規定に基づき説明会に代えて掲示で説明を行おうとする場合は、原則として届出を予定する日の2週間前までに総合振興局又は振興局に別紙様式7により申出するものとする。
 - (2) 総合振興局又は振興局は、前号の申出があったときは、市町村から申出の内容について別紙様式8により意見を聴いたうえで、申出者に対し、届出を予定する日までに説明会を開催する必要がないと認める旨又は認めない旨の通知を別紙様式9-1又は9-2により行うものとする。
また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式10により通知するものとする。
 - (3) 掲示による説明に当たっては、別紙掲示例を参考に当該店舗の所在する敷地内の見やすい場所に、掲示による説明を認める通知があった日以降から縦覧が終了するまでの間掲示すること。

6 説明会開催者は、説明会開催後2週間以内に総合振興局又は振興局及び市町村に対し、その結果を別紙様式11により報告するものとする。

なお、前項の規定により説明会に代えて掲示による説明を行った場合には、当該掲示の内容を別紙様式12により又掲示終了後に掲示期間内に述べられた意見等を別紙様式13によりそれぞれ総合振興局又は振興局及び市町村に遅滞なく報告するものとする。

7 説明会が開催できないと認める場合

(1) 説明会開催者は、規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、届出内容の周知方法等について市町村と協議に努め、説明会開催を予定していた日から1週間以内に総合振興局又は振興局に別紙様式14により申出するものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、前号の申出があったときは、申出者に対し、申出の日から1週間以内に承認の可否の通知を別紙様式15-1又は15-2により行うものとする。また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式16により通知するものとする。

第6 道意見等

1 市町村意見

法第8条第1項に規定する市町村への通知及び意見聴取は、別紙様式17により行うものとする。

2 住民等意見

法第8条第2項の規定に基づき意見書を提出する者は、別紙様式18により総合振興局又は振興局へ提出するものとする。

3 道意見

(1) 総合振興局又は振興局は、法第8条第4項の規定により道の意見を有する場合には別紙様式19により、道の意見を有しない場合には別紙様式20により当該届出者に通知するものとする。

また、市町村に対し、当該届出者に通知した意見の内容について別紙様式21により通知するものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、道の意見を述べる旨又は述べない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

(3) 法第8条第7項の規定により道の意見を踏まえて当該届出を変更する旨の届出をしようとする者は、規則第16条に定める様式に当該変更に係る書類を添付して総合振興局又は振興局へ届出するものとする。

また、道へ変更しない旨の通知をしようとする者は、別紙様式22により総合振興局又は振興局へ通知するものとする。

(4) 前号の届出又は通知は、当該道の意見が述べられてから1年以内（法第5条第1項第6号に掲げる事項に係るものについては2か月以内）に行うよう努めるものとする。

第7 勧告及び公表

1 勧告

(1) 総合振興局又は振興局は、法第8条第7項の規定による届出又は通知があった場合は、別紙様式23により市町村に意見を聴くものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、法第9条第1項に規定する勧告を行う旨又は行わない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

(3) 総合振興局又は振興局は、勧告を行う場合には別紙様式24により当該届出者に通知するとともに、市町村に対し、当該勧告の有無について判断した結果を別紙様式25により通知するものとする。

(4) 法第9条第4項の規定により勧告を踏まえて当該届出を変更する旨の届出をしようとする者は、規則第18条に定める様式に当該変更に係る書類を添付して総合振興局又は

- 振興局へ届出するものとする。
(5) 前号の届出は、当該勧告が行われてから2か月以内に行うよう努めるものとする。

2 公表

- (1) 法第9条第7項に規定する公表は、総合振興局又は振興局の掲示場への掲示及び報道機関への資料提供など適宜の方法により行うものとする。
(2) 公表を行う事項は、次の各号に掲げる事項とする。
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
イ 建物設置者の住所並びに氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
ウ 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容
エ 前号の勧告に従わないこととした事項の概要
(3) 総合振興局又は振興局は、公表を行う旨又は行わない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。
(4) 総合振興局又は振興局は、公表をした場合には別紙様式26により市町村へ通知するものとする。

第8 報告等

法第14条の規定による報告は、別紙様式27によるものとする。

第9 廃止の届出及び承継の届出

総合振興局又は振興局は、法第6条第5項及び法第11条第3項の届出があつた場合、市町村に対し別紙様式28により届出があつた旨通知するものとする。

第10 補則

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。